

行政相談委員を紹介します

4月1日付けで、古山茂氏、内山明子氏が行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣から委嘱され、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人が配置されています。

委員は、総務省と連携を図りながら、皆さんからの国の仕事に関する要望や問い合わせなどを聞き、公平な立場からの助言や、関係する行政機関等に通知するなどの活動が無報酬で行っています。相談は無料で、秘密は守られます。

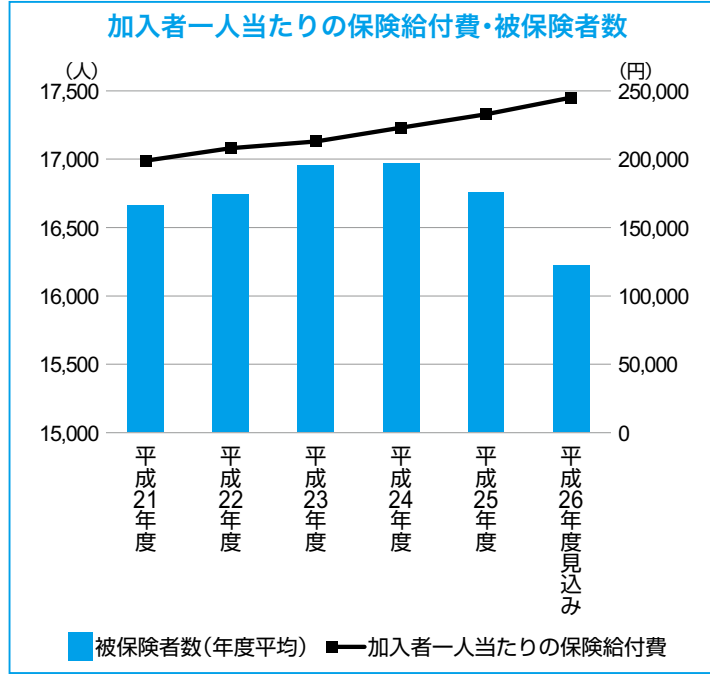
◇定例行政相談日

▶日時＝毎月第3(木)

10時～15時(12時～13時は除く)

▶会場＝中央公民館1階相談室(2、8月は1階講義室)

☎地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342



国民健康保険は、病気やケガのとき安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税のほか、国・県からの補助金などを財源として市町村が運営しています。

国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担された分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支えあつて成り立つ制度であり、

柔道整復師の施術を受けられる方へ

柔道整復師の施術を受けた場合でも、治療内容が健康保険の対象とならない場合があります。

医療の適正な利用のため、負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう。

▶対象となる治療内容

- ・医師や柔道整復師の判断で、急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因によるものでないもの。
 - ・骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの。
- (例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねって痛みがでたとき

▶対象とならない治療内容の例

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ・保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

☎市民課国保年金班 ☎(70)0334

交通事故など第三者の行為により、けがをした場合に、国民健康保険(以下、国保)および後期高齢者医療制度(以下、後期)の被保険者証を使用し治療を受けようとする時は届出が必要です。

この場合、国保および後期が医療費を一時的に立て替え、の更新のため来庁していただく必要があります。また、短期保険証の交付後も保険税の納付がないと、医療費の全額(10割)を一時的に自己負担することになる資格証明書の交付となる場合があります。

交通事故で国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証を使用する場合は届出が必要です

保険税の更新時に前年度までの保険税に滞納がある場合には、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されることとなります。滞納されている保険税を完納いただければ通常の保険証を交付されます。完納前に有効期限が切れるときは、市役所まで保険証

の更新のため来庁していただく必要があります。また、短期保険証の交付後も保険税の納付がないと、医療費の全額(10割)を一時的に自己負担することになる資格証明書の交付となる場合があります。

◇保険税を滞納されている方は短期保険証になります

◇医療費の削減にご協力を!

市役所まで保険証の更新時に前年度までの保険税に滞納がある場合には、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されることとなります。滞納されている保険税を完納いただければ通常の保険証を交付されます。完納前に有効期限が切れるときは、市役所まで保険証

あとから加害者に費用を請求することになります。ただし、加害者から医療費を受け取ったり示談を済ませた場合、国保および後期の医療を受けられなくなる場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。自損事故の場合にも届出が必要です。

※飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、使用することができません

- ・第三者行為による傷病届一式・保険証・印かん・交通事故証明書(後日でも可)
- ・(国保・後期の方)市民課国保年金班 ☎(70)0334
- ・(後期の方のみ)千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課 ☎043(308)6768

ねんきんナビ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月から平成28年3月までの国民年金保険料は、月額15,590円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替もあります。

未納のままにしておくと、強制徴収の手続きによって、督促が行われます。指定期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、配偶者、世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

ある方(被保険者本人、配偶者、世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

☆納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間や時間が省けます。また、早割・前納で納付すると、保険料の割引があります。

6カ月分・1年分・2年分まとめて前納するとさらに割安になります。

	現金で毎月納付	口座振替で前納	割引額
6カ月前納	93,540円	92,480円	1,060円
1年前納	187,080円	183,160円	3,920円
2年前納	382,200円	366,840円	15,360円

※口座振替による平成27年4月からの前納(2年度分・1年度分・6カ月分・早割)の新規申し込みは受け付けを終了しました。平成28年4月からの上記前納申し込みについては、平成28年2月末が締め切りです。※初回は原則、前月分+前納分の引き落としとなります

☎千葉年金事務所 ☎043(242)6320
市民課国保年金班 ☎(70)0334

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

～高齢者の住まい(施設編)～

皆さんは高齢者の施設と聞いてどんな施設を思い浮かべますか?

一般的に老人ホームと聞いてイメージするのは「特別養護老人ホーム」が多いかもしれませんが。特別養護老人ホームは在宅で生活することが難しい、比較的介護度の高い方が入所する施設です。(入所は原則要介護3以上)

高齢者の施設は特別養護老人ホームだけでなく、さまざまな種類の施設があります。今回は介護度の軽い方でも入所できる施設を簡単にご紹介します。

◇軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)

比較的安価な利用料で入所できる施設です。60歳以上で独り暮らしや高齢者のみの暮らしに不安がある方が対象で、介護が必要になっても入所は継続できますが、介護度が高くなった場合に退去を促されることもあります。

◇サービス付き高齢者向け住宅

主に自立、あるいは介護度の軽い

高齢者を対象とした賃貸住宅です。安否確認と生活相談のサービスが付いており、介護保険等を利用して外部のサービスを利用することができます。

◇有料老人ホーム(介護付・住宅型)

自立から要介護5の方まで幅広く対応できます。介護付の場合は施設職員が介護サービスを行い、住宅型の場合は外部のサービスを利用します。入居金や月々の利用料が高額な施設もありますが、その分サービスや食事が充実している等施設ごとに特徴があります。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

☎地域包括支援センター

☎(70)0439 FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666